

## 第6章 部会および委員会

### (種類)

第39条 本会に次の部会をおく。

1. 販売部会
2. 技術部会

### (機能)

第40条 部会は、次の事項を協議する。

1. 販売部会 水産・農産・調理缶詰等の新製品の開発と導入  
消費流通対策、市場開拓に関する研究  
その他缶詰振興に関する事項
2. 技術部会 缶材の問題、PL法の問題、HACCPの問題等について対処検討を行う。  
巻締技術・殺菌技術・品質管理技術等の向上を行う。  
原料生産技術・加工技術・生産合理化等の研究を行う。  
その他缶詰技術全般に関する事項

### (構成)

第41条 部会毎に次の役員を置き、各部会議において所属正会員中より選任する。

部会長 副部会長

### (開催)

第42条 部会議は、部会毎に開く。ただし、2つ以上の部会に関連する事項については、連合部会議を開くことができる。

### (招集)

第43条 部会議、及び連合部会は、会長及び部会長が必要と認めたとき、又は所属部会員の3分の1以上の請求があったとき、会長及び部会長がこれを招集する。

### (議長)

第44条 部会議の議長は部会長、連合部会議の議長は会長がこれに当たる。

### (議決権)

第45条 第27条の規定は、部会及び連合部会の決議にこれを準用する。

### (任期)

第46条 部会毎の役員に任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

### (議事録及び報告)

第47条 議事録は、事務局員が作成し、部会長はこれを理事会に報告するものとする。

### (委員会)

第48条 本会及び部会は必要に応じ、委員会をおくことができる。

(委員会)

第49条 委員会は、本会及び部会の決議事項の細部を検討し実施する。

(構成)

第50条 委員会は、正会員により構成し、その内より委員長を選任する。

(運営及び報告)

第51条 委員会は、決定事項は所属部会長へ報告し実施する。